

林野コモンズ論に関する実証的研究 - 今日の入会林野管理と山村社会の自治 - (林野コモンズ論研究)

菊 間 満*・中 鉢 夏 望¹⁾・小 川 三四郎^{**2)}

*山形大学農学部生物環境学科森林環境資源学講座

**全国森林組合連合会組織部

¹⁾現在:北海道森林管理局日高北部森林管理署

²⁾現在:山形大学農学部生物環境学科森林環境資源学講座
(平成19年9月20日受理)

An empirical study of forest Commons - Management of common forest and autonomy of mountainous community today -

Mitsuru KIKUMA*, Natsumi CHUBACHI^{*1)} and Sanshiro OGAWA^{**2)}

*Section of Forest Environment Resources, Department of Bioenvironment, Faculty of Agriculture,
Yamagata University, Tsuruoka 997-8555, Japan

**Organization Part, National Federation of Forest Owners' Associations, Tokyo 101-0047, Japan

¹⁾Hidakahokubu District Forest Office, Hokkaido Regional Forest Office, Mukawa 055-0000, Japan

²⁾Section of Forest Environment Resources, Department of Bioenvironment, Faculty of Agriculture,
Yamagata University, Tsuruoka 997-8555, Japan
(Received September 20, 2007)

Summary

The author analyzed forest Commons theory in recent years, and concluded as follows; The right of commons in Japan is not a completely democratic right that the forest Commons theory disputants advocate. As for the right of commons in Japan, there are two backward respects. The first point is the lack of local autonomy, especially of the resident self-governance. Recently, the forest ownership of neighborhood associations has been expanded by national resource policy. It is a big problem for democracy that the expansion doesn't depend on the resident self-governance. The author verified this respect from the case in Yamagata Prefecture. The second point is discrimination against women. Not the individual but the home has right of common. However, the representative of the home is a man in many cases, and the woman is in extremely exceptional case. The author verified the problem that the case in Okinawa Prefecture. The author clarified that as for the right of commons in Japan, a further democratization and socialization are necessary, and that their progress will have more reasonable management of forest common enabled.

Key Words: common forest, commons, community, local autonomy, discrimination against women

I. 課 題 設 定

1 入会林野近代化政策の限界とコモンズ論の台頭
日本の入会林野等の面積は1960年で約200万haを数

え,当時の民有林面積の13%を占めていた.国の近代化政策(補助事業)の対象とする面積約185万haの内,2001年で整備済みの入会林野等は約85万ha,未整備が約50万ha,不明が50万haとなっている.入会林野近代化法

キーワード:入会林野,コモンズ,地域社会,地方自治,女性差別

(1966年)によって1967年に開始された入会林野等整備事業は、第1期(1967～1976年)の約32万ha、第2期(1977～1986年)の約18万ha、第3期(1987～1996年)の約5万ha、第4期(1997～2006年)は2001年まで約1万haと推移した(林野庁業務資料)。

近年の整備面積の停滞は否定しがたい事実である。それは、整備事業、つまり入会林野等の所有権の確定などを柱とする権利関係の近代化政策と林業経営の近代化政策及び構造改善政策が制度的な壁に突き当たったことを意味するものである。そして、それは林業構造自体の構造的矛盾とそれを規定する世界経済と日本経済及び地域経済の変化、そして政策の矛盾といった複合的な社会的な要因や制度に起因するものである。

ところで、この問題の解決に関して提唱されている一つの立論がある。それは、地球環境問題の拡大と合わせ、環境保全のためにも入会林野の近代化を停止すべきだ、ないしは現状のままに置くべきだという主に研究者側からの政策的提起である¹⁾。それは研究者によって提唱の内容にかなりの多様性と幅を持つが、入会林野は則コモンズとの理解に立つことが一般的なため、本稿ではその立論を林野コモンズ論と呼ぶことにする。

さて、林野コモンズ論が前提、ないしは論拠とするのが今日のコモンズ論である。コモンズ論は、日本では宇沢弘文氏等が提唱するものである²⁾。宇沢氏等は社会的共通資本の一つとしてコモンズを措定し、その一つに入会を取り上げている。宇沢氏等のコモンズ論は、自然や土地、農地・森林とその管理の持つ共同性に着目しているが、それはあくまでも市場経済を前提とした社会的共通資本としてである点を確認しておきたい。

2 コモンズ論の批判的検討と論点

しかし、マルクスが指摘するように、土地つまり「大地は、労働手段や労働材料を提供し、また居住地、共同団体の基地【Basis】をも提供するところの大きな仕事場であり、兵器廠である。人間は、共同団体、しかも生きた労働のかたちで自己を再生産し、また再生産するところの共同団体の財産である大地と素朴に関係する。個々人は、いずれも所有者または占有者としてこの共同団体の手足として、その成員としてふるまうにすぎない」³⁾。

すなわち、土地は、そもそも私的所有の対象にはならない共同団体による共同物である。人類史において土地

が私的所有の対象とされた歴史は、古典古代のローマ社会と資本主義社会のみであり、極めて短い。そもそも共同性を持つ土地が、資本主義的土地所有(近代的土地所有)として全面的に土地資本化するのには資本主義社会においてであり、そこで資本化された土地とその共同の本質とが矛盾に達する。つまり、所有と利用の矛盾としての土地問題が顕在化するのである。

入会問題は、まず所有と利用の矛盾という農林業の土地問題の一環をなすものであり、その矛盾の解決は、生産力的な経営技術の向上と生産組織の発展、利用権を促進する土地制度の展開によって実現するものである。林野コモンズ論には欠落しているこうした視点⁴⁾から、小論を構成したい。

次に、林野コモンズ論には抜け落ちていとみられる地方自治論(地方自治の本旨、住民自治と団体自治)から入会問題を検討する必要性を指摘したい。それは、近年増加する地縁団体による入会林野の管理問題⁵⁾に対する評価と強く関係するからである。

最後に、民主主義と入会の問題がある。それは、民法の「各地方の慣習」の評価に関わる問題である。民法263条(共有の性質を有する入会権)と294条(共有の性質を有しない入会権)に規定された入会権の根拠たる「各地方の慣習」に関わる前近代性・非民主性の認識は、コモンズ論者の民主主義と入会に対する理解度を計る指標ともいえよう⁶⁾。

小論は、以上の課題について、林野コモンズ論の批判的検討を踏まえた上、二つの地域事例の実証的検討等から明らかにするものである。

Ⅱ. 日本の入会権と入会権論の問題点及び研究方法論的対案

1 入会権の問題点とコモンズ論の視角

日本の現在の入会権を、利用権の一つとしてみたとき、その特徴は権利主体が集団として単一性を持ち、利用が単層的な点にある。それは、漁業権が海面公有の原則の下、漁期、漁獲方法、沖合・地付きなどの複数の利用主体を前提とし、利用も漁期などを分けて重層的である⁷⁾ことと対比すれば、一層鮮明になる。公共事業の後押しを受け展開してきた、また技術的には人工造林主義(木材栽培)に依拠し拡大してきた戦後の森林資源政策が、住民自治の後退と地域社会の崩壊を伴いつつ、入会

林野の重層的な利用の可能性を縮小させたことは否定しようのない事実である。

次に、日本の土地利用権は省庁の縦割り行政別に地目毎に区分かつ固定され、地目間の転用や利用、そして地目内での重層的な利用は希である。一方、ゲヴェーレの利用⁸⁾を認めるドイツでは、重層的な土地利用により農地や森林などの地目面積合計が国土面積よりも多いといわれる。自然の季節性を否定するのではなく、それを生かしながら、複数の利用主体が複数の作目等を生育させることが、国土の土地生産力を増進するためのもっとも持続性の高い土地経営と国土利用といえる⁹⁾。しかし、現在の日本ではそうした経営と利用を助長する土地制度を容易にはみいだせない。

さて、こうした観点から、コモンズ論の前提をみてみると、第1に現在の日本の入会権をゲヴェーレの利用の一種、つまり共同体的所有としてみることは妥当であろうか。そもそも入会権は地益入会権も含めて、土地の排他的・独占的な利用権のことである。そして土地の排他的・独占の利用権とは、実は所有権に他ならない。したがって、入会の権利主体の複数主義が軽視されることになると、入会権の擁護が利用権の真の拡大ではなく、逆に単に所有権を守ることに矮小化されかねないことも危惧される¹⁰⁾。第2に、入会権の根拠である民法の「各地方の慣習」の世帯主義が、家督制度等に示される日本の家族制度の遅れ¹¹⁾に規定されて、現実的には世帯主義に置き換えられている点がある。その意味でも、あらためて、政策的な入会権の近代化とともに、憲法の人権理念にたった入会権の民主化と社会化が必要とされるのではないだろうか。第3に、近年増加している地縁団体による入会林野管理について、森林資源政策からだけでなく、地方自治・住民自治の原則から地縁団体の新しい位置づけと新しい役割を考える必要がある。この点に関連し、戦前の地縁団体の果たした役割に無関心な、そして単なる資源政策の立場からその梃子として地縁団体を無原則に評価する近年の論調は、歴史認識からも大きな問題を持つものといえる。

2 林野コモンズ論への視角—半田良一氏のコモンズ論の分析—

(1) 分析視角

日本の入会を則コモンズとする立論(林野コモンズ論)を批判的に検討する上で、まずコモンズ論の原則をもう

一度、確認したい。経済学者のコモンズ論は、現在の多国籍企業の規制緩和・市場開放至上論を克服するため、オルタナティブな市民学派が、人間・環境資源を地球市民の共有財産として取り扱うクローズドな社会経済システムの方法論として提起したものである、端的にいうと「コモンズ」は比喩による一つの経済モデルであると考えられる。したがって、入会林野に限らず、森林・山村地域問題をその視点から再構成していくことが、コモンズに関する議論を生産的にする道である¹²⁾。

林野コモンズ論について、近年少なくない数の著書・論文が公刊され、活発な議論が交わされている¹³⁾。すべてを紹介する紙幅は与えられていないので、そうした議論を総括すべく、近年いくつかの学会誌等にこの問題に関する貴重な論文を精力的に執筆されている半田良一氏の研究をトレースし、批判的検討を加えることにしたい。同氏の関連の全業績から、小論では『村落と環境』に記載された論文(以下、半田論文と略)を取り上げることにする¹⁴⁾。

半田論文を取り上げる理由は、「コモンズ論者としては、自らの課題に応えるような法制度の具体像を提示して初めて、論を完結したといえるのではなからうか」(同上)と説得的な指摘をする、つまり研究者に不可欠な原則的な基本スタンスを、同様に小論も尊重するが故である。この指摘に賛意を表しつつ、その上で、いくつかの疑問点を提示する。

(2) 森林管理と農家・集落の土地管理の切断

まず森林管理を農家の土地管理と切断する限界性がある。土地利用についてみれば、地域経済にとって森林より重要な地域での農地管理(営農)の分析が欠如している点がある。入会集団の構成員である大半の農家を、主要な土地利用である営農から切り離して、抽象的かつ一般的に分析することの限界性はあらためて指摘するまでもない。

次に、集落の土地管理主体の現状(特に農家の状況)分析の欠如がある。集落問題は、集落の階層構造よりは集落の都市化という一般問題に置き換えられ、過疎問題を踏まえた入会権者の就業構造と生活様式という現実分析が欠如しているのではないか。

最後に、民法上の入会権と実態としての入会の中に残された前期性の問題がある。例えば、男性世帯主が不在の場合のみ女性が権利者となるが、それを除けば権利者は農地同様に直系男子で継承(≡相続)されてきた点が

あり、今後、入会権の「各地方の慣習」を民主的に改革してゆく課題が残されている。半田論文にはこうした視点はあまり鮮明ではないが、それは集落の現実分析の欠如の帰結でもあろう。

(3) 生産森林組合と入会整備との短絡

まず、生産森林組合＝入会整備組織とする理解の事実誤認があげられる。法制度の歴史についてみれば、生産森林組合（森林法、1951年）を入会整備のためにつくられたとする理解は端的にいて誤りである。生産森林組合は入会整備（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律、1967年）を目的に設けられた制度ではなく、戦後民主化政策の一環としての漁業と中小企業の協同組合法（生産協同組合の趣旨を規定）と同時期につくられたものであることを再度確認する必要がある。また、農協法と異なり森組法は、内部に農事組合法的な規定を持たないため、生産森林組合に代わる役割を中小企業等協同組合法、農業協同組合法などの「生産組合」に関する規定が果たしている。

次に、生産組合一般と生産森林組合の比較研究が必要である。特に、入会林野近代化法以前と以後の生産森林組合の歴史比較、また漁業入会権の近代化との比較研究の必要がある。

この点に関連し、黒澤一清氏は次のように生産森林組合の原則にとっても示唆的な指摘をする。「伝統的協同経営形態は、生産組合運動の重要な戦略的条件である。先資本主義的共同体は、本来自然発生的な保守的のもので、商品・貨幣経済に巻き込まれた瞬間から、自己崩壊に向かうべきものである。他方生産組合は、本来商品・貨幣経済のうちにそれ自体商品生産を目的として生れる目的機能集団であって、前者と比べて論理的に異質なものである。しかし歴史的には、古い共同体が、その形式を継承しつつ漸次内容を変えながら、生産組合的機能を営むようになることが出来る。わが国漁業においては、かかるケースが多い。ただしそのためには、古い共同体が新しい環境に自己適応すべき積極的な役割を果たさねばならない。共同体が、専ら旧態を維持するだけの役割しか持ち得ないものであれば、かかるものが新しい時代に生き残らねばならない理由はない」¹⁵⁾（下線は引用者）。

こうした問題を含みつつも、半田論文は「入会的生森」から協業経営（生産森組）への移行を提示し、それを促進できない現行森林組合法の問題点を明らかにしている。この点は、生産森組の生産協同組合としての将来展

望や政策と関連して非常に重要である¹⁶⁾。なお、漁業生産組合、企業組合、農事組合法人との制度的比較（表-1）からも明らかなように、生産森組の分析は生産組合一般においてなされるべきであり、ことさらその特殊性を強調する必要性には乏しい点を付け加えたい。

(4) 家族経営的林業と林業基本法への認識の問題点

半田論文は、入会林野近代化法の上位法である林業基本法は家族経営的林業（林家）を担い手として想定したと理解するが、それは基本問題答申（1960年）の段階での認識であり、基本法は小規模経営と明記し、その規模拡大という単なる構造改善対策の対象としたのであった。近代化法はその意味では構造改善対策の手段でしかなかったし、文面上は自立農家育成を基本に据えた農業基本法とも異なるものであった。個別経営の質の違いとその多様性を問わない量的な構造改善政策（公共事業としての人工造林を主軸とする）は、日本林業の現実には適格的ではなかったのである。しかも、少なくない林業経済研究者が、こうした近代化論に迎合していった。

林業基本法に基づく構造改善政策の二本柱であった民有林での入会林野近代化政策は単なる所有権の近代化に終始し、国有地入会権の残る国有林野の活用・地元利用は国有林野活用法制定後、逆に衰退させられていった。その結果、構造改善政策は森林組合の近代化のみに収束し、真の構造政策は今日に到るまで実現しなかったといえよう。

3 入会林野近代化論の諸問題と方法論的対案

上記の点に関連するが、入会林野近代化法の衆議院陳述で、入会研究の第一人者である戒能通孝氏が参考人として述べ、「この法案による近代化の措置が、単なる土地の所有関係を近代化するというのではなく、その本来の目的を造林や牧草地の造成などにおく立場にあるとするものならば、これに賛成するとされた」¹⁷⁾。また、「造林は明治年代か、遅くとも大正初年に手をつけられたところでは、将来に対しても有利な事業にはちがいない。けれどもその時機を失し、いま新しく木を植えねばならないところでは、成木までの数十年、何をして地元が食えるというのだろうか。小繋もその時機を明らかに失した」と述べている¹⁸⁾。この指摘には、同氏が地的林野所有対農民的酪農といった土地利用上の対抗関係を踏まえた農業の将来展望を提示した¹⁹⁾のとは明らかに異なり、残念ながら林業については農民的な林野利

表-1 生産協同組合の制度

法人	漁業生産組合	企業組合	生産森林組合	農事組合法人
根拠法	水産業協同組合法(1948年)	中小企業等協同組合法(1949年)	森林法(1951年改正), 森林組合法(1978年)	農業協同組合法(1962年改正)
目的	その行う事業によって組合員又は会員のために直接の奉仕をすること	中小規模の事業者, 勤労者等が協同で事業を行うために必要な組織を定め, 公正な経済活動機会の確保と自主的な経済活動の促進により経済的地位の向上を図ること	協同の促進により森林所有者の経済的地位の向上等を図ること 組合員または会員のために直接奉仕・営利を目的としない	組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること
事業	漁業及びこれに附帯する事業	商業, 工業, 鉱業, 運送業, サービス業その他の事業	森林の経営(委託または信託を除く)およびこれに附帯する事業(環境緑化木または食用きのこの生産, 森林を利用して行う農業, その他)	(1号法人) 1. 農業に係る共同利用施設の設置(物資運搬, 加工または貯蔵を含む)または, 農作業の共同化 ※員外利用は員内利用量の総額の1/5以内 (2号法人) 2. 農業の経営(その行う農業に関連する事業であって, 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工その他省令で定めるもの, および農業と併せて行う林業の経営を含む) 3. 2.の事業に付帯する事業
常時従事(員内)	1. 組合の営む事業に常時従事する者は組合員の2/3以上 2. 組合の営む事業に常時従事する者の1/2以上は, 組合員	1. 組合員の2/3以上は従事組合員でなければならない 2. 従事者の1/2以上は組合員でなければならない.	1. 組合の行う事業に常時従事する者は組合員の1/2以上 2. 組合の行う事業に常時従事する者の1/3以上は組合員または組合員と同一の世帯に属する者	なし
(員外)	なし	なし	なし	なし
組合員資格	漁民	個人, その他の特定組合員(非従事組合員). 特定組合員は総組合員の1/4を超えてはならない.	1. 森林保有者(組合の地区内にある森林またはその森林についての権利を組合に現物出資する個人) 2. 林業従事者(組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うものまたはこれに従事する者)	1. 農民 2. 組合 3. 農業生産法人出資育成事業を行った農地保有合理化法人 4. 当該農事組合法からその事業に係る物資の供給, もしくは役務の提供を受ける者, またはその事業の円滑化に寄与する者で定款に定める者 ※2号事業を行う農事組合法人のみなし組合員数は1/3以内
役員	理事は3人以上。(組合員に限る) 監事は2人以上。(組合員に限る)	理事は3人以上。(組合員に限る) 監事は1人以上。(組合員に限る)	理事3人以上。(組合員に限る) 監事1人以上.	理事1人以上。(組合員に限る) 監事をおくこともできる。(組合員に限らない)
設立	組合員とならうとする7人以上の発起人	組合員4人以上の発起人	組合員10人以上の発起人	農民3人以上の発起人. (3人未満となつて6ヵ月を経過したときは解散)
議決権	1人1個(例外はない)	1人1個(例外はない)	1人1個(例外はない)	1人1個(例外はない)
出資	出資法人: 出資1口以上(1口金額は均一) 常時従事する組合員は総出資口数の過半数を保有	出資法人: 出資1口以上(1口金額は均一) 常時従事する組合員は総出資口数の過半数を保有	出資法人でなければならない 常時従事する組合員は組合員総出資口数の過半数を保有しなければならない	出資法人または非出資法人: 出資法人でなければならない. 出資1口の金額は均一だが出資総額の最低限度の規定はない. 出資額を限度とする有限責任.
持分の譲渡	組合の承認が必要. 非組合員への持分譲渡は組合への加入手続きを要する.	組合の承認が必要. 非組合員への持分譲渡は組合への加入手続きを要する.	組合の承認が必要. 非組合員への持分譲渡は組合への加入手続きを要する.	組合の承認が必要. 非組合員への持分譲渡は組合への加入手続きを要する.
法人税率	協同組合等法人税率26%	協同組合等法人税率26%	協同組合等法人税率26%	協同組合法等法人税率27% 組合員に確定給与を支払う者は, 普通法人扱いとなり, 普通法人課税が適用される.

林野コモンズ論に関する実証的研究 菊間・中鉢・小川

169

資料: 漁業生産組合, 企業組合, 生産森林組合については各法より作成. 農事組合法人については, 宇佐美繁編著『地域営農集団と法人経営-実践事例と組織化への手引き』日本経済評論社, 1994年より引用および一部加筆.

用に対する過小評価と地主的造林に対する過大評価がうかがわれる。

この点に関連し、また、あくまで結果論ではあるが、造林は林業の目的から土地利用所有関係近代化の方法に逆転し、紙バ資本の資源造成のための入会林野近代化政策に先行した公有林（部落有林野）対策として実現したのである²⁰⁾。

以上とは対照的な漁業権に関する指摘を紹介する。「上からの共同化（戦後の漁業権近代化政策による、引用者）に、下からの共同化運動を対置し、漁民の慣れ親しんだこの社会形態の積極的機能を漁民的なものに発展せしむべきである。その運動の推進力は青壮年層を中核とする技術改良運動・家父長制や陳腐な伝統からの解放運動、及び社会的労働評価を基準とする所得向上運動である」²¹⁾（下線は引用者）。

最後に、半田論文も含めて、現在の入会問題と林野コモンズ論の研究方法について、ふれておきたい。林野コモンズ論は、一般的なコモンズ論から抽象的・観念的に敷衍されるのではなく、入会問題を具体的な土地問題（所有と経営の矛盾）と地方自治（地域と住民の権利）の課題として把握し、その実証的な分析を行い、論理的な将来展望が語られるべきである。

Ⅲ．農業集落の慣行からみる集落機能—2005年農林業センサス結果（農村集落調査）から—

一方、入会集団を支える集落の状況はいかなるものか。2007年度から農政では品目横断的経営安定対策が実施され、担い手組織として認定農業者とともに、集落営農組織が想定されている。中山間地域では、認定農業者より集落営農組織の持つ役割が重要であるため、集落機能の問題は特に重要である。

この点を、農業集落の慣行からみる集落機能—2005年農林業センサス結果（農村集落調査）—によりみてゆくと、以下の点が明らかになる。

1 寄り合いの開催回数別農業集落数

集落機能全般の程度を示す「寄り合いの開催回数別農業集落数」を全国、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域別にみると、寄り合いを開催した農業集落数の割合はそれぞれ98.4%、97.2%、99.3%、98.5%、98.2%となり、山間農業地域は都市的地域に次

表一 2 寄り合いの開催回数別農業集落数

区 分	調査対象 農業集落 数	同左構成比		1 農業集 落当り の寄り合 い開催数
		寄り合い を開催し た農業集 落	寄り合い を開催し なかった 農業集落	
全 国	110,900	98.4%	1.6%	8.7
都市的地域	20,500	97.2%	2.8%	8.8
平地農業地域	32,270	99.3%	0.7%	9.0
中間農業地域	37,710	98.5%	1.5%	8.5
山間農業地域	20,410	98.2%	1.8%	8.3

資料：2005年農林業センサス結果（農村集落調査）より作成

いで低く、全般的な集落機能の低下がみられる。また、山間農業地域の1農業集落当たりの寄り合い開催数は8.3と最低であることも、こうした傾向と一致する（表一2）。

2 寄り合いの課題別開催農業集落数

集落の抱える課題を示す「寄り合いの課題別開催農業集落数」をみると、全国では上位から集落行事の計画・開催、農道・農業用排水路・ため池の管理、環境美化・自然環境の保全になる。また、山間農業地域は農業生産に係わる事項（複数回答）と農道・農業用排水路・ため池の管理に係わる事項（同前）で話し合いを行った集落数の割合が都市的地域に次いで低いことも、生産活動の全般的な低下を示すものとみることができる。

一方、農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理、集落共用の生活関連施設の管理、集落行事の計画・開催、環境美化・自然環境保全をみると、山間農業地域がもっとも高い割合を示すことは、集落機能が観念ではなく具体的な資源管理を中心に機能していること、その核に森林の存在があることを示すものとして重要な点である（表一3）。

3 集落共有財産・集落共有林の管理・話し合いを行った場合の参加

管理・話し合いに参加した主体を農家、土地持ち非農家、非農家としてみると、山間農業地域では農家が最大で39.5%を占めている。さらに、土地持ち層（農家＋土地持ち非農家）と非農家層（土地持ち非農家＋非農家層）に分類すると、前者は64.5%を占め、後者より高いウエ

表－3 寄り合いの議題別開催農業集落数・話し合いを行った場合の事項別割合（複数回答）

区 分	寄り合いを開催した農業集落数	農業生産に関わる事項	農道・農業用排水路・ため池の管理	農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理	集落共用の生活関連施設の管理	集落行事の計画・開催	環境美化・自然環境の保全
全 国	109,150	74.2%	77.4%	31.7%	74.2%	89.6%	75.3%
都市的地域	19,930	68.4%	73.8%	23.1%	69.6%	85.5%	69.6%
平地農業地域	32,030	78.6%	79.1%	29.0%	73.6%	89.1%	73.9%
中間農業地域	37,140	75.1%	78.9%	34.4%	75.3%	91.0%	78.0%
山間農業地域	20,050	71.6%	75.6%	39.6%	77.6%	91.7%	78.1%

資料：表－2に同じ

表－4 農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理・話し合いを行った場合（複数回答）
－土地持ち層・非農家層別－

区 分	寄り合いを開催した農業集落数	農 家 が 参 加 ①	土地持ち非農家が参加②	非農家が参加③	土地持ち層 ①+②=④	非農家層 ②+③=⑤	土地持ち層 対非農家比 $\frac{④}{⑤}$
全 国	109,150	31.6%	17.0%	13.0%	48.6%	30.0%	1.62
都市的地域	19,930	23.0%	9.9%	6.2%	32.9%	16.1%	2.04
平地農業地域	32,030	28.8%	13.0%	9.4%	41.8%	22.4%	1.86
中間農業地域	37,140	34.3%	19.9%	15.7%	54.2%	35.6%	1.52
山間農業地域	20,050	39.5%	25.0%	20.4%	64.5%	45.5%	1.41

資料：表－2に同じ

イトを占めるように、依然として土地持ち層の役割が地域の中で大きいことが明らかである（表－4）。

なお、こうした土地持ち層を、山村地域でも数の上では圧倒的な兼業農家の労働者の存在として、つまり、今日的な在村労働者として理解することが必要である。

4 農山村・山村の森林資源管理の現状

山村地域（山間農業地域）は農林業危機、個別経営解体、集落崩壊のもとで、特にイニシアティブを発揮すべき協同組合等の主体の弱体化、そして行政機能の縮小から、逆に集落組織への依存性が深まるという矛盾した傾向を示しているものとみられる。

山村地域では集落共有財産・集落共有林の管理は依然として土地持ち層が担っているが、非農家層よりは漸次土地持ち非農家の割合が増えてゆくものとみられる。こうした傾向は、集落機能に支えられた入会集団の性格を当然変化させてゆくものとみられるのである。

次に、こうした視角から事例調査結果を紹介する。

Ⅳ 入会林野近代化事業によらない 地縁団体化の選択と住民自治 －山形県大江町貫見地区の事例－

1 はじめに

戦後の町会・自治会は、所有する不動産を団体名義で登記することができなかった、つまり権利能力なき社団が、1991年の地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たす団体については法人格が取得できるようになった（地方自治法260条の2）。この点が、まず前提として重要である。

こうした団体は、2002年11月時点で全国の各都道府県には町内会が65,685団体、自治会が114,222団体存在し、その他部落会や区会などを合わせると296,770の地縁団体が存在するとされる（総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」2003年）。なお、入会林野近代化政策上において地縁団体とは対極にある生産森林組合数は全国では1996年の3,482を頂点として、その後減少に転じ2003年には3,410と推移している。小論の対

象とする山形県内でもここ数年で3つの生産森林組合が解散し、地縁団体化している。

そうした事例として、山形県大江町貫見（ぬくみ）地区の場合を考えてみることにする。同地区は山形県内陸部の山村地域にあり、米と養蚕と木炭が地域を支えたが、養蚕と木炭の崩壊後の過疎は激しいものがある。地域社会のシンボルであり、地域自治とコミュニティーの核であった小学校は2006年に廃校となった。今や地域社会への求心力を支える物的基盤は共有林だけになったが、その共有林を維持する地域の力も弱体化している。こうした中で、入会林野である共有林を維持するためには入会林野近代化事業によって権利関係を整備するよりは、地縁団体による所有を望む声が大きくなり、地縁団体による所有への再編成が進んだ。

2 貫見80名共有体の歴史と現状—地縁団体化の選択と要因—

山形県大江町貫見地区に所在する貫見80名共有体は、現在、権利者数64名（内地区外22名）から構成され、150 ha（内人工林50 ha）の山林原野を共有し、林業を営む団体（入会集団）である。1902（明治35）年に十数名の共有名義で登記され、1946（昭和21）年に、地区住民80名（山林利用者数）の共有名義に訂正登記し、再発足した。

貫見80名共有体は、林野の所有に関して当時の地区住

民以外の手に渡ることを避けたいと考える入会集団の構成員が、共同の財産としての管理を目的に結成された。当時は山林原野を利用することが多かったが、木材収入を得ることが最大の目的ではなかった。山林原野から資源を採取することが生活を営む上で非常に重要であったため、伝統的に利用していた山林を守っていきいたいという意識が住民には根付いていた。林野を利用する地区住民にとっては集落の生活上も、大いに資産価値のある財産だったといえる。

ここで人工造林の歴史をたどってみると、貫見80名共有体の所有する共有林野では、昭和初期からスギの植栽が開始された。この点を図-1にみると、特に年齢級11・10と年齢級6・5の林分（50～60年生、20～30年生）を両極とした期間に集中していることがわかる。貫見80名共有体発足直後、つまり戦後の農民的造林の進展期（年齢級11・10、1950年前後）から、拡大造林の後期（年齢級6・5、1980年前後）である。しかし、その後の木材自給率の減少（地域材需要の減少）や木材価格の下落は、同共有体の造林にも悪影響を与えるようになった。その頃から町からも造林関連の補助金が交付されなくなり、その結果森林作業が困難になりはじめた。山林は通常は造林の必要がなくなり、管理・利用が少なくなると荒廃しがちであるが、貫見80名共有体の林野は毎年手入れを行い、貫見集落の隣接集落の所有林野と比較しても林分の状況は良好である。しかし、入会地で分割利用も進んでいた

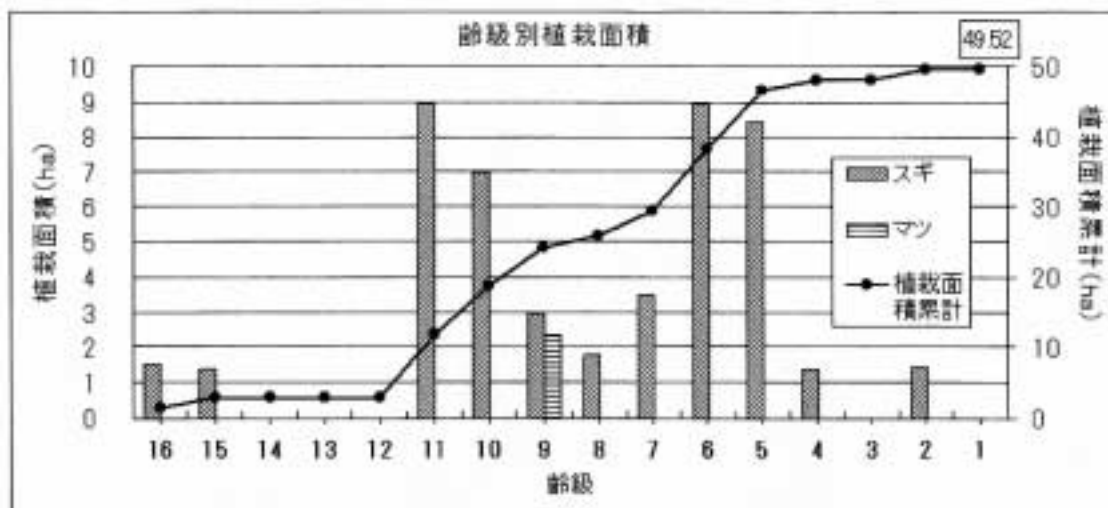


図-1 年齢別植栽面積と累計面積（スギ・マツ合計）

資料：「貫見80名共有体山林植栽調べ（2006）」（同共有体）より作成

注：横軸は、時系列を表現するため、一般的な年齢表と逆配置になっている。

桑畑への伝統的土地利用を否定する人工造林は、山菜などの非木材生産物の収穫量を急激に減少させ、その結果、権利者の入会地への入林機会も減少させた。

近年の木材価格低迷などによる財政面の悪化、若者の減少と高齢化などの社会的問題が原因となり、権利放棄者も出てきたため、現在では権利者は64名にまで減少した。貫見80名共有体は、これ以上権利放棄者を出さず同共有体を維持していくためには、入会林野近代化事業によらない運営形態の改善が必要であると考え、集落として一ヵ年をかけた議論の末、地縁団体化の道をとるに至ったのである。この議論と合意のプロセスに住民自治による分権的な資源管理の一定の展開を認めることができる。

3 利用と管理に関する意向調査結果—男系の世帯主義（男子孫）の慣習—

運営改善を目指す貫見80名共有体の権利者や家族に対して、運営上での環境悪化の要因がその認識等に与える問題を、2005～2006年にかけて実施した世帯調査、集落調査等により詳細に明らかにすることができた。紙幅の関係から要点のみに限定し、以下に示すことにする。

まず、42人の現権利者の男女別構成は、男40人、女2人であるように、女性は例外的である。また、権利継承者についても、息子が24人、未定が9人、孫が1人、白紙が7人、嫁が1人となり、女性は現権利者と同様に極めて例外的である。その点では入会の権利が世帯主義といえ、かつ世帯主義が一般的であり、その結果男子孫が支配的となっていることが明らかである。

次に意向であるが、全体的にみても、林野への関心が低く、問題解決に向けた共有体代表者の個人的努力とは別に、他の権利者は「決定に反対するつもりはなく、代表者に従うだけ」という考えが多数を占めている。共有林野への関心も低くなり、一年に一度も行かない権利者は33%を占め、特に権利者以外を含めた女性対象では75%に達している。そうした点を反映して、権利者は男女どちらが望ましいかについては、現在の権利者対象では55%が男性となった。一方、女性対象では男性とする選択が低下して43%となっている。

このように、ほとんどが男性の意向という回答状況を反映して、①貫見80名共有体に対して権利者には「今まで自分たちの財産だった林野の放棄、同共有体の解散は避けたい」との意見が多い。②しかし、「権利継承者が

不在」、「作業収入がない」との理由で権利放棄を考える人も少なくない。③また、権利者が女性という世帯は少なく、女性の生活意識から「家計にメリットのない貫見80名共有体参加は無意味」と思っている、発言権がない故公言できない現状もある。しかし、女性や後継者の議決権を保障することによって、これまでとは違う運営の可能性も考えられるのである。

4 地縁団体化により新たに発生が予想される問題と今後の課題

男子孫の問題と並んで重要な二番目の問題がある。上述したように共有体は最終的に、今後の形態を入会林野近代化事業によらずに、地方自治法上の「地縁団体」とする点で合意をみた。しかし、地縁団体による所有は、入会権利者のこれまでの管理（私権）とは異なり、入会林野は権利者以外の住民も含む地区全体の財産となるため、一つは入会権がほぼ旧慣使用権化される可能性、つまり公権化される可能性が大きいこと、二つは山村の通勤圏内化と都市化の中で新規参入住民の利用は拒否できなくなることが、問題点としてあげられる。

こうした二つの要素が拡大すれば、現在では少数例の入会集団から地縁団体への組織替えは、決して安定的ではなく、より多くの新たな問題が生じることも予想される。

こうした問題への今後の課題として、林野を所有する地縁団体が非営利組織である森林組合などに加入し、法人としての性格と共に、経営体として非営利組織としての位置づけを明確にすること、つまり広い意味での社会化が必要となるであろう。

V 米軍基地内に未解決なまま残る入会問題と入会集団側にも依然残る「世帯主義」 — 沖縄県金武町の「杣山訴訟」—

1 沖縄県の入会と杣山訴訟の経緯

杣山とは沖縄王府所有であり、明治30年代に国有林に編入され、戦後は軍用地とされた「共有林」である。沖縄県は農林行政上、入会権整備の対象となる土地は存在しないとすが、復帰直後は県もその存在を認めていた²²⁾。軍用地の多くが農地や入会地であり、米軍基地のコンクリート滑走路の下には入会地が存在する。

さて、杣山訴訟とは沖縄県金武出身で他集落の男性と

結婚し、金武区内に住む26人「人権を考えるウナイの会」が入会権を有する金武部落民会を相手に、正会員資格を男性に限定し、女性に入会権補償の軍用地料を分配しないのは両性の平等を定めた憲法14条に違反するなどとして、正会員資格と補償金7,700万円余の分配を求めて、2002年に起こした訴訟である。この訴訟に対して、那覇地裁判決は「会則は憲法14条に違反する」として全面的に女性たちの主張を認めた（2003年11月（第1審））。しかし、この判決は建前上差別は違法と断定しつつも、民法で規定された入会権はその「各地方の慣習」に従うとされているため、世帯主の夫が区外の場合は権利を認められず、入会権の世帯主要件の男女差別（男子孫）は部分的に残ることとなった。

その後の控訴審（2004年9月（第2審））においては、高裁は入会権の法的解釈で「男女の取り扱いで異なる同部落の慣習が公序良俗に違反するとまで認められない」と判断し、原告が逆転敗訴となった。

そして、2006年3月17日上告審判決では、①二人（世帯主の女性）に関する部分を破棄し高裁に差し戻す、その他の上告を棄却する、②世帯主要件は公序良俗に反するものではない、③男子孫要件は男女の本質的平等を定める日本国憲法の基本理念に照らしても合理的理由は見いだせない、④二人は世帯主要件を満たしており、二審判決には法令違反があり、差し戻しが必要、その他の上告人は会員でないとした二審判決は正当（世帯主の「夫が区外」は救済しない）、とされた²³⁾。

以上の判決を受けて、2006年5月には金武部落民会会則が改正された。その内容は、①正会員資格から男のみを削除する、②女子孫世帯は準会員として一代限り配分金支給を削除する、③新たな会員資格条件として「世帯主」が盛り込まれた²⁴⁾。しかし、特に③の点は、依然として古い世帯主制度が復活する可能性を持ち込むものとして、問題を残すものである。

2 問題点—残る世帯主義と発生する地代—

旭山訴訟で未解決の問題は、入会権の根拠たる「各地方の慣習」とその優先の問題である。沖縄のみならず日本各地の多くの入会についてみても、その「各地方の慣習」では入会権は世帯主義に基づき、民主主義手続きとしての管理運営上の議決は一世帯一票制である。したがって、この点から、入会制度を民主的性格を持つものと無条件に評価することには賛成はできない。一世帯一票

制が選挙権を持った入会集団構成員の一人一票制よりも民主的と考えるのは、持ち株数による議決権による株式会社制度が構成員一人一票制度の協同組合制度よりも民主的と考えたと同様に、民主主義の原則からの逸脱である。

また、世帯主義は現実には、男女差別の問題とリンクして、世帯主義にすり替えられている。世帯主は戸籍筆頭者のような形式的なものではなく、それは今の日本社会ではほとんどが男性でしかありえないからである²⁵⁾。

次に入会地に発生する地代の問題がある。旭山訴訟でも経済的土台となるのは入会権補償の軍用地料の分配問題であった。先の事例にあげた貫見80名共有体においても立木価格が低下している現段階は新規参入者への地代分配は問題となる可能性は小さいが、仮に地代が現在より増加する場合には入会集団内により複雑な問題が発生することは当然予想される。

入会権の法的根拠たる「各地方の慣習」を世界の民主主義と人権レベルに合わせて再構成する必要がある。

VI 入会・入会権の近代化と民主化・社会化の課題

1 地縁団体と地縁団体による所有の評価

地縁団体とその所有を地方自治の観点からどのように評価するかは大きな課題である。

まず、地方自治は、住民自治（地方の行政が、地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること）と団体自治（国の一定地域を基礎とする独立の団体（地方公共団体）が、自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する権能を有すること）から成立するが、地縁団体も同様の権利を持つものである。しかし、近年の地縁団体による林野管理への肯定的評価は、団体事務としての一面的な評価にすぎず、団体内部での民主主義の課題にはふれていない。

次に、地縁団体に対する地方自治論からの否定的、肯定的なそれぞれの評価を引用する。最初は、歴史的事実を踏まえた否定的な評価である。

「戦後地方自治制度の改革のなかで、もうひとつ特記しなければならないのは、町内会・部落会の廃止である。もともと町内会・部落会は、明治維新の町村合併のさいに、合併された旧村を単位につくられており、住民の生活と生産の自治的組織として続いていた。（中略）町内

会・部落会は行政の下請機関として利用され、戦時中は戦時遂行のための末端機関としての役割をはたしたという経過があった。(中略)1947(昭和22)年5月3日に、部落会・町内会を廃止する政令が制定された。この政令には、町内会長、部落会長をつとめたものは、むこう4年間、類似の事務を掌ることはできないとか、あるいは町内会・部落会の財産は2ヵ月以内に精算することなどが書かれていた。しかし、法的に廃止されたとはいえ、町内会・部落会は実質的に存続し、戦後日本の地域の自治を底辺で支えると同時に、有力者と結びついた『草の根保守』といわれる組織としても機能していくことになった²⁶⁾(下線は引用者)。

以下は、肯定的な評価である。この評価は、市町村合併後の大規模市町村の形成とその対極の身近な地方自治の問題としてある地域自治組織(地域自治区・合併特別区等)を、住民自治によって発展させる課題とリンクする限りで意味を持つことになる。

「単に要求したり反対したりというだけでなく自分たちで維持していくということになるとそれは個人では出来ない。そうするとそれにどんな組織で取り進むのかという組織論の問題が出てきます。単なるボランティア・アソシエーションで、こういった地域全体にかかわることを管理できるかという、それにはやっぱり限界がある。しかもそれは住民組織だけでは済まなくて、その上には自治体があり、さらにその上には国家がある。そういう中で行われている地域生活です。そういうような関連の中で管理を行うのですから、そうなるとういう組織像がその中から出てくるかという、町内会・コミュニティの問題にぶつかります。／町内会についてはそれ自体大変長い議論があるわけで、しかもその中には大変違う、対立する議論もある対象です。最近、議論がかなり収斂してきて、単に否定・拒否というのではなくて、やっぱりそれを使いこなそうという動きが強くなってきているように思います」²⁷⁾(下線は引用者)。

2 日本の都市社会の未成熟性とコモンズ論が寄せる山村社会への過大な期待

今日、研究者や運動者のコモンズ論への期待の大きさには、逆説的な意味から注目されるものがある。それは、先にも述べたように、著書は論理としてのコモンズ論とともに、社会現象としてのコモンズ論が現代日本社会の歪みを反映する最良の分析対象とさえ考えるからで

ある。そうした観点から以下述べてゆく。

(1) 都市観の歪みがもたらす入会権への誤解

まず、戦後の労働運動と労働者協同組合運動の先頭に立ってきた中西五州氏の最近の著書から考えてみることにする。生活者・消費者の立場から資本主義改造による理想社会への道を同氏は提起し、家族は母親中心の母系社会、私有の観念はなく全てのものは共有、助け合わなくては、協同しなくては、平等に分け与えなくては生きていけない社会の典型として、「理想社会の原型は原始共同社会である」と述べている²⁸⁾。

ここには、原始共同社会、つまり共同体への過剰ともいえる思い入れと共同体遺制の短所への軽視がうかがえるが、それは同氏に限られたことではない。

こうした過剰な思い入れの要因は一体何なのであろうか。小論では、主に都市の側から起こされたコモンズ論や林野コモンズ論が山村に過大な期待を寄せる土壌・背景の一つとして、歪んだ日本の都市社会の存在、つまり都市の民主主義の後進性にあると考えている。

住宅問題研究者の牛見章氏は、土地を共有とし市民の都市経営参加を当然とするヨーロッパ型の都市が育っていないことが大きな問題であると、次のように示唆に富む指摘をする。「都市についてであるが、ヨーロッパ人の諺に『神は農村をつくりたもうた。それに対して、人間は都市をつくった』という言葉がある。これは、農村が自然発生的なものであるのに対し、都市は、手工業者や商人たち、いわゆる市民が、封建領主の農村国家から独立して都市国家をつくったのがはじまりであって、農村とは全く異質のものであることをいっているのである。都市国家から発展した現在のヨーロッパの都市は、一つの独立した国家であったが故に、自治体であり、一つの生態系を保持するクロズドシステムの地域として、都市内に森林をもち、封建領主から土地を共同で買い取って設立した都市経営社会のようなものであるから、土地は共有であり、株主である市民の計画参加は当然のこととして現在に至っている。これに対して、農村地域の城下町、門前町、宿場町として発生、農村社会との入り組み状態を残したまま発展してきたわが国の都市は、周辺農村部に生態系を依存したオープン・システムであって、ヨーロッパのように市民がつくった都市ではないので、本来の都市観が育っていないのも当然のことである」²⁹⁾(下線は引用者)。

(2) 入会権の民主化と社会化

石見尚氏は、労働者協同組合の世界的典型の一つであるモンドラゴン協同組合複合体（スペイン）の基底に、バスク地方の村落共同体の精神の存在を認める。また、日本の村落共同体の“結い”に基づく共同性との関連を指摘しつつ、ピラミッド型のタテ社会（株式会社制度など）とは対極のフラットなリング状の組織（その可能性は労協にある）を、日本型として創造するためには、村落共同体の遺制にみられる短所を克服しなければならないとも指摘する³⁰⁾（下線は引用者）。さらに、フラットなリング状の組織を開放的システムにするために、日本的な特色を客観化し理論化する作業が必要であるとも指摘する。これらの指摘は、「各地方の慣習」を住民自治の立場から改革することに、つまり入会権の民主化と社会化を目指すべき入会研究とその現代化にとって、貴重な示唆を与えるものであろう。

3 施業論や農法論などの技術論の欠落

ブームといえる林野コモンズ論に、日本の里山論をさらにリンクさせたのが林野コモンズ論＝里山論である。この立論には、「共有地である里山が薪炭林として過剰利用されて…」との文言³¹⁾のように、薪炭林（奥地林、稼ぎ山）と農用林（農家の裏山、自家用の肥料等）を同一視するという初歩的な技術論的混乱がある。

こうした混乱は、歴史（社会の発展段階）と地域性（民族性）を考慮しない点では、林野コモンズ論の混乱と共通するものがある。さらに、日本の里山はヨーロッパにもあるとする森林文化論者等の誤った立論が、この混乱を一層拡大することになった。しかし、この誤った立論に対して、土地利用の違いに基づき「ヨーロッパの農村には、日本のような里山はない」と、原則的な林学者の立場から四手井綱英氏が極めて説得的な批判を加えているのは重要である³²⁾（下線は引用者）。

今後、林野コモンズ論が内実性を持ちつつ社会的課題に答える有効な論理となるためには、実証と運動の課題として、入会慣習に関する法社会学的な分析だけでなく、森林利用・土地利用などに関する経営論と技術論を含む総合的な実証が必要であろう。農業における農法と林業における施業法の実体に関する歴史的な分析が不可欠となる。それは、何より林業経済学の研究者の課題である。

4 入会林野の土地問題と解決方向

林業の土地問題の解決という原則に立ち、入会林野近

代化政策を土地問題解決に向けての、真の構造改善対策として捉えれば、地代（立木価格、山林素地価格）の低下している現在は、逆に真の構造改善対策の好機でもある。林地の交換分合などを含めて、フランス森林法にみる構造改善政策のように国家政策としての取り組みも検討されるべき時期に来ていると考えられる³³⁾。

入会林野の将来を展望するに当たっては、これまでの森林資源政策の見直しが不可欠である。木材生産物の林業経営から非木材生産物の林業経営、つまり地主的でない農民的林野利用ないしは農民的林業の確立を念頭に、土地問題の解決の原則に立った、真の構造改善政策が林業には必要である。

また、入会集団については、地縁団体化した入会集団が森林組合に加入し、生産組合的機能を発揮していくためには、地方自治・住民自治の本旨を踏まえて、農民的林野利用・農民的林業と地域住民による自助組織の確立の観点から、林野行政において森林組合法制度と森林組合に係る諸制度のあり方も検討し、新たな位置づけを明確にする必要があろう。

制度上の壁に達した入会林野の整備事業には入会林野の所有権上の近代化ではなく、利用権を優先した入会権の民主化と社会化が必要である。そして、入会林野管理に果たす協同組合運動の重要性と地方自治の役割の大きさを指摘して結びとする。

なお、本稿作成に当たり、松田良吉氏を始め貫見80名共有体の皆様には現地調査と資料提供等でお世話になった。比嘉宏仁氏（沖縄市軍用土地等地主会事務局長）には沖縄関係の貴重な資料を提供していただいた。ここに記して、心からお礼申し上げる。

（本稿は、東日本入会林野研究会第27回研究大会《2006年9月1日、青森市》における話題提供（菊間口頭）に加筆の上、再構成したものである。なお、話題提供の一部は、「入会林野の管理と山村社会の自治－コモンズ論との関連で－」（菊間、中鉢）として同研究会会報《第27号、2007年6月》に掲載された）

注及び引用文献

- 1) 松原邦明氏は、民法と法社会学の観点から、入会権が林野の乱開発を防ぎ、地域共同社会や環境を維持

- してきた点を原則的に評価する（松原邦明「入会林野近代化政策の展開と入会林野の意義」『東日本入会林野研究会会報』第27号, 2007年, 1～3頁）。また、糊澤能生氏はノートと断りつつ、コモンズを含む共同体の再評価の意義について提起をしている（糊澤能生「共同体・自然・所有と法社会学」『法社会学の新天地』日本法社会学会編, 六本佳兵責任編集, 有斐閣, 1998年, 182～193頁）。なお、少なくとも林業経済学研究者の多分に観念的な林野コモンズ論への傾倒については、小論で論じるところである。
- 2) 宇沢氏等の提唱するコモンズは、次の通り要約できよう。まず社会的共通資本の概念とは広い意味での政府の果たすべき役割、機能を抽象して得られたものであり、次に社会的共通資本は一つの社会ないし国の基本的骨格を形成し、その性格によってこれらの社会的、経済的安定性が規定されるような、経済体制の設計において中心的な役割を果たすものであり、さらにその一つに森林（自然環境が果たす社会的共通資本としての役割）がある。このように森林をはじめとして、様々な形態をとる自然資本に関して、その社会的管理組織として歴史的に形成されてきたのが、いわゆる「コモンズ」（共有地、入会地）制度である。また、社会的共通資本は、一方で資本主義以前から存在したとされ、その典型（根源的形態）にはゲルマン法社会における農業経済社会における共有地が該当するという（宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本—コモンズと都市—』東京大学出版会, 1994年）。また、宇沢弘文「コモンズと入会」『東日本入会林野研究会会報』第25号, 2005年, 1～11頁, にも詳しい。
- 3) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」『経済学批判要綱』第3分冊, 大月書店, 1961年, 408～409頁。
- 4) 林野地主制との関連では、入会地の収奪はその支配を弱めた（農民の土地からの解放）のではなく、逆にその強化（農民の土地への緊縛）を入会林野が果たした点（平野義太郎『日本資本主義社会の機構』岩波書店, 1969年, 281～282頁）にも、入会の事実確認のための光が当てられなければならない。
- 5) 最近の実証的な研究に、山下詠子「入会林野における認可地縁団体制度の意義—長野県飯山市と栄村の事例より—」『林業経済』第697号, 2006年, 17～32頁, がある。地方自治は、住民自治と団体自治からなるが、この論文は住民自治の視点を欠いたまま、団体自治としての認可地縁団体の林野管理を機能論的に論じている。しかし、地方自治体の入会林野近代化事業に果たした役割を客観的に分析し、その将来も「地方自治の本旨」、特に住民自治から問い直せばならない。
- 6) 熊本一規氏は、自治に基づくルールを備えた入会権が持続的開発の見本であり、入会権が環境を保全するので、入会権は封建的権利でないとする（熊本一規『公共事業はどこがまちがっているか？ コモンズ行動学入門—早わかり[入会権・漁業権・水利権]』まな出版企画, 2005年, 40～41頁）。つまり、無駄な公共事業を抑止する力、対抗する方法として入会権、漁業権、水利権の有効性が強調されている。しかし、小論では有効性には同意するが、入会権の持つ非民主制、非社会性について全くふれないことの一面性について指摘したい。
- この点に関連して、原田純孝氏の次の指摘は重要である。「『生ける法』に基づき入会権を農民集団に属する私法上の権利として位置づけることは、その理論構成の如何を問わず、農民の生産・生活と権利擁護の主張であり続けたからである。ただし、入会の主体が本質的には村落共同体で、その構成員は戸であることと、その『私法上の』権利性との調整の問題は、完全に処理しきれていなかったのではないか。この点は、その後の『入会権の解体』や入会権近代化法の評価の仕方にも一定の影響を及ぼしたように思われる」（下線は引用者）（原田純孝「日本の法社会学の一面面—農村と家族と都市—」『法社会学の新天地』日本法社会学会編, 六本佳兵責任編集, 有斐閣, 1998年, 180頁）
- 7) 田中克哲『最新・漁業権読本』まな出版企画, 2～9頁, 2002年。
- 8) ゲヴェーレとは、「ゲルマン法の物権制度の基礎的観念で、本権たる物権の表現形式としての、物の事実的支配状態（動産の場合は所持、不動産の場合には用益）をいう」（末川博編『全訂法学辞典（改訂増補版）』日本評論社, 1978年, 244頁）
- 9) 「そもそも国土利用は長い歴史の中で醸成され、秩序づけられてきた国土の維持方式に他ならない

- (略).そこには国土資源の利用と生態系のバランスを適切に調和させる経験的技術が秘められていることが多い。(中略)国際化時代に入ったからこそ,国土利用の固有性を尊重する認識が強められてしかるべきである」(志村博康『農業水利と国土』東京大学出版会,1987年,10頁)
- 10) 林業法における所有権優先,利用権非優先に関連し,中尾英俊氏は次のように指摘する。「これ(宅地,農地,引用者)に対し,林地については,戦前から今日に至るまで,土地利用権を保障するための特別法は,ついに制定されるに至っていない」(渡辺洋三・中尾英俊『日本の社会と法』日本評論社,1975年,8頁)
- 11) 渡辺洋三氏によれば,戦前段階に限定しても「家族制度」を規定していた条件として,「第一に政治的条件として『家族制度』は天皇制およびその一つの階級的支柱である『地主制』のイデオロギー的・社会的基盤であった。第二に,社会的条件として,それはまた,村落共同体その他日本社会の共同体的諸関係,家父長制的身分関係のイデオロギー的・社会的基盤でもあった。第三に,それは経済的条件として,日本資本主義の再生産構造を媒介する社会的基盤でもあった」(渡辺洋三『日本社会と家族』労働旬報社,1994年,32頁)とする。
- 12) この視点については,協同組合研究者の石見尚氏から貴重なアドバイスを頂戴した。
- 13) 代表的なものに,井上真『コモンズの思想を求めて<新世界事情>』岩波書店,2004年,室田武・三保学『入会林野とコモンズ』日本評論社,2004年。
- 14) 半田良一「入会集団・自治組織・そしてコモンズ」『村落と環境』第2号,村落環境研究会,2006年,26~42頁。なお,他に半田良一「入会とコモンズ」『国民と森林』第93号,2005年,9~16頁,同「入会集団・自治組織,そしてコモンズ」『中日本入会林野研究会会報』第26号,2006年,6~22頁。
- 15) 黒澤一清「生産組合運動の現段階的意義—日本漁業における生産組合運動の性格とその諸問題—」『漁業経済研究』第7巻第2号,東京大学出版会,1958年,12頁。
- 16) 生産森林組合の農林業・中小企業論からの生産組織論的な位置づけと分析については,菊間満「生産森林組合の現状と今後の課題」『東日本入会林野研究会会報』第24号,2004年,19~26頁,小川三四郎『森林組合論—地域協同組合の展開と課題—』日本林業調査会,2007年に詳しい。
- 17) 高須儼明・松岡勝定編著『入会林野近代化法の解説』日本林業調査会,1966年,68頁。なお,この発言は近代化には山村への資金導入を図ることが何にもまして重要であるとの強調の後にされている。
- 18) 戒能通孝『小繋事件—三代にわたる入会権紛争—』岩波新書,1964年,203頁。
- 19) 同注18),202~203頁。
- 20) 同注17),39頁。
- 21) 同注15),12頁。
- 22) 沖縄県の入会の状況について,17事例の実態調査が紹介されている(中尾英俊編「沖縄県の入会林野」沖縄県,1973年)
- 23) 「認められた男女平等—世帯主要件は8%の勝利」(比嘉道子「金武町山山訴訟 最高裁判決の意味するもの《上》」琉球新報,2006年3月31日),同「建前上差別は違法と断定—実際には生かれぬ判決」(同上《下》琉球新報,2006年4月1日)。なお,この段階までの経緯と判決の評価を,中村忠氏が明らかにしている(中村忠「男女不平等に関する入会会則と公序良俗違反の有無—判決事例を介して—」『東日本入会林野研究会会報』第26号,2006年,28~33頁)。
- 24) 「『大きな前進』と原告—『世帯主』解釈で依然懸念も」(追跡2006「金武区入会権会則変更」琉球新報,2006年6月22日)
- 25) 農家の直系男子相続制度や入会権について戸主制度がジェンダー上大きな問題であるとの著者(菊間)の意見に対して,山形県金山町の農林家である栗田和則氏は同家では数代に亘り舅が嫁と養子縁組し,女性の権利を尊重していると回答した(『東日本入会林野研究会会報』第21号,2001年,47~48頁)
- 26) 中西啓之『日本の地方自治—理論・歴史・政策—』自治体研究社,1997年,145~147頁。
- 27) 中田実「地域住民組織と地域共同管理—現代日本における地域住民組織の可能性—」『名古屋大学社会学論集』第26号,2005年,19頁。
- 28) 中西五州『理想社会への道—私の資本主義改造論—』同時代社,2005年,72~73頁。
- 29) 牛見章『解説 住宅・宅地・都市問題』ドメス出版,1983年,18~19頁。

- 30) 石見尚『日本型ワーカーズ・コープの社会史—働くことの意味と組織の視点—』緑風出版, 2007年, 20~24頁.
- 31) 村田泰男「コモンズが守る森林」『森林環境2005』森林文化協会, 2005年, 4頁.
- 32) 「森林と農地の関係, それらの管理や栽培作物のあり方については, ヨーロッパと日本の間ではそれほど違いがあるので, シュワルツヴァルトの森林が子どもの遊び場や遊戯施設として林業以外に利用されているとしても, (北村昌美氏のように, 引用者) それをヨーロッパの里山と見ることには, 私は尻込みする. ヨーロッパ大陸の放牧場の発達した地方には, 日本で私が唱えたような『里山』はないものと考えた方がよい. そこには, 農家の農業経営にのみ使われる森林は存在しない. 里山はヨーロッパにはない, と言いきりたい」(下線は引用者)(四手井綱英『森林はモリやハヤシではない—私の森林論—』ナカニシヤ出版, 2006年, 198~200頁)
- 33) 2001年発効の「フランスの森林基本法」(ジェトロ, 2001年) から, その一部を引用する. 「フランスの

私有林の所有者は400万人を数えるが, 1 ha 以上を所有しているのは110万人にすぎないことから, 私有林の区画が細分化していることがわかる. 大量の木が犠牲になった1999年12月の大嵐後, 私有林の区画統合が加速したが, 同基本法においても, 森林区画の統合ひいては森林の環境管理が目的のひとつとなっている. 区画整理, あるいは交換分合は税制措置と抱きあわせになっており, たとえば7500ユーロ未満の私有林区画の売却時における免税措置, 小規模区画(10 ha)に関する環境保全契約時の税制優遇措置等が制定された. / また, 森林区画の投資を促進するために, 公的貯蓄を支柱とする新制度が同基本法第9条に規定されている. これは, 森林区画の新規購入, あるいは同森林基本法を機に設立された森林貯蓄会社(略)の資本の一部を取得する自然人, 私人に対して, 一人当たり5700ユーロを上限に投資額の1/4が免税されるという措置である」(下線は引用者)

[http://www.jetro.go.jp/france/paris/maff/
menu2/2001/200111_3.html](http://www.jetro.go.jp/france/paris/maff/menu2/2001/200111_3.html)